

板橋区景観賞の実施方針について

1 これまでの経緯

時期	概要
平成 31 年 3 月	板橋区景観賞の創設について、第 11 回景観審議会に報告
令和元年 6 月	板橋区景観表彰制度実施要綱（以下、「要綱」とする。）制定
令和 2 年 1 月	第 1 回板橋区景観賞の決定【協議物件より 5 件選定】
令和 4 年 1 月	第 2 回板橋区景観賞の決定【公募より 4 件選定】
令和 5 年 10 月	要綱の一部改正（板橋区景観審議会奨励賞の創設）
令和 6 年 1 月	第 3 回板橋区景観賞の決定【協議物件より 4 件選定】
令和 8 年 1 月	第 4 回板橋区景観賞の決定【公募より 4 件選定】 板橋区景観審議会奨励賞 2025 の決定【公募より 9 件選定】

令和元年 6 月の要綱制定以来、2 年に 1 回の間隔で板橋区景観賞を 4 回計 17 件、板橋区景観審議会奨励賞として 1 回計 9 件の表彰を行ってきた。選考にあたっては、令和 2 年 9 月開催の第 13 回板橋区景観審議会での報告に基づき、要綱第 3 条第 1 項第 1 号（協議物件）及び第 2 号（公募）を表彰対象として交互に行ってきたが、報告時点では、第 4 回まで例示しており、第 5 回以降は以下同様という形で整理されている。

については、今後の板橋区景観賞の実施方針を改めて検討することとした。

2 第 5 回以降の実施方針について

（1）開催間隔及び表彰対象について

これまで、2 年に 1 回の間隔で板橋区景観賞を開催してきたが、協議物件及び公募ともに表彰対象件数に減少傾向は見受けられず、現時点では件数減による選考が困難な状況ではない。そのため、第 13 回板橋区景観審議会での報告と同様に、2 年に 1 回の間隔で開催し、協議物件及び公募を交互に開催することとし、スケジュール案は下記のとおりとする。

《スケジュール（案）》

- ・第 5 回（令和 9 年度）：過去の景観協議物件【～R6 年度協議かつ完了】
↓ ※第 3 回までで対象とした物件以降に完了報告がなされたもの
 - ・第 6 回（令和 11 年度）：既存の建築物やまちづくり活動など
↓
 - ・第 7 回（令和 13 年度）：過去の景観協議物件【～R10 年度協議かつ完了】
※第 5 回までで対象とした物件以降に完了報告がなされたもの
- <以下、同様>

※表彰対象件数に減少傾向が見受けられた場合、開催間隔を延ばす（例：3 年に 1 回など）、表彰対象を協議物件及び公募の両方を対象とするなどの検討を行うものとする。

また、板橋区が表彰対象となりうる物件等については、これまで表彰対象が

ら除いて選考を行っていたが、事業に携わった設計者や施工者などを表彰対象とする観点から、次回以降から表彰対象とする。

(2) 表彰の種類（部門賞）の検討について

現在、要綱第2条より、「板橋区景観賞」と「板橋区景観審議会奨励賞」の2種類を表彰名として規定している。

前回の第4回では、建築物だけでなく、橋梁を含む歴史的建造物、公園、まちづくり協議会、花植え団体や商店街振興組合など、多種多様な属性を公募いただいた。その一方、選考過程で「表彰対象を細分化（部門賞の創設）した方が何に対して表彰しているか分かりやすいのではないか」といった意見もいただいていた。そのため、部門賞については次回以降の検討事項としていたが、

- ・協議物件では、建築物のみ対象となるため、協議物件の表彰では部門賞創設の意義は薄いと考えられる
- ・何に対して表彰しているか分かりやすい反面、さまざまな賞が乱立する形になってしまい、「板橋区景観賞」及び「板橋区景観審議会奨励賞」自体の意義が薄れてしまう恐れがある

といった課題が想定される。については、表彰理由を表彰状に記載するといった何に対して表彰したか分かる工夫などを行いつつ、部門賞創設は引き続き検討をしていくことと整理する。

3 今後の予定

第5回の選考については、以下のとおり行う予定とする。

令和9年4月～	事務局による一次選考
令和9年6月頃	景観アドバイザーによる二次選考（意見聴取及び現地審査）
令和9年度夏頃	景観審議会及び部会での中間報告
令和9年度秋頃	景観審議会部会委員による現地審査
//	板橋区景観審議会部会による三次選考
令和9年度冬頃	板橋区景観審議会による最終選考及び受賞者の決定
//	受賞者の公表及び景観パネル展の開催
//	表彰式の開催

4 参考

【要綱より抜粋】

(表彰対象)

第3条 表彰は、板橋区景観計画を踏まえ、板橋区内の良好な景観の形成に寄与していると認められる次の各号のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 表彰を行う年度の前年度までに条例第21条の規定による行為完了の報告がなされた建築物等の所有者、事業者（条例第2条第5号に規定する事業者をいう。

以下同じ。）及び設計者

(2) 継続的に良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者やまちづくり活動の主体である個人、団体又は事業者で、自薦又は他薦により別記様式にて応募のあったもの（概ね10年以上の築年数または活動年数のものとし、その間の維持管理・活動等が適切に行われているもの、地域の身近な景観として定着したもの等とする。）

(3) その他区長が表彰をするに値すると判断したもの

【第13回景観審議会（令和2年9月）報告内容】

今回の表彰において、対象となった景観協議物件は411件あったが、表彰された物件は5件に絞られていることから、表彰に値する物件を選ぶためには、相応の母数を確保することが必要であるといえる。また、選定に係る景観担当の事務量も多いことから、次回は2年後とし、今回実施できなかった既存の建築物やまちづくり活動を対象とし、4年後に再び景観協議物件を対象に実施するスケジュールとした。

《スケジュール（案）》

・第1回（令和元年度）：過去の景観協議物件【H23～28年度協議かつ完了】

↓ ※対象協議件数865件（5年5か月）、うち完了411件

・第2回（令和3年度）：既存の建築物やまちづくり活動

↓ ※例えば、昭和レトロ建築、まちづくり協議会など

・第3回（令和5年度）：過去の景観協議物件【～R2年度協議かつ完了】

↓ ※第1回で対象とした物件以降に完了報告がなされたもの

・第4回（令和7年度）：既存の建築物やまちづくり活動

↓

<以下、同様>